株式会社マナビス化粧品 2012年11月

I. 改定日(改定したルールが施行される日)

2012年 12月26日 (水) より

Ⅱ. 改定の内容

- ① 入会の不適格事由:「反社会的勢力に該当すること」の追加 (会員マニュアル4ページ)
- ② 会員資格消滅後の入会制限規定の変更 (同4ページ)
- ③ 会員資格消滅が期間満了によるもので、かつ会員資格消滅前の登録スポンサーを再度スポンサーとして登録申請する方における会員資格消滅後の入会制限規定の廃止 (同4ページ)
- ④ 入会の不適格事由:「罰則の規定により契約解除された方」の追加 (同4ページ)
- ⑤ 会員登録をされていない方又は登録申込中の方をスポンサーとする会員登録申込不可規定 の追加 (同4ページ)
- ⑥ 系列変更を目的とした再登録不可規定の追加 (同5ページ)
- ⑦ サクセサー登録解消後における再登録制限規定の追加 (同5ページ)
- ⑧ Mランクの廃止 (同9ページ他)
- ⑨ Vランク昇格条件の変更 (同10ページ)
- ID Vランク維持条件の変更 (同10ページ)
- ⑪ Vランク再昇格条件の変更 (同11ページ)
- ② V準同格コミッションの廃止 (同11ページ)
- ③ 傘下V育成コミッションの変更 (同11ページ)
- (4) 傘下V育成コミッション受給条件の変更 (同12ページ)
- ⑤ 禁止行為:「他社ビジネスに関する広告行為」の追加 (同14ページ)
- ⑯ 中途解約の退会における社内処理日の変更 (同15ページ)
- ① 会員登録後において不適格事由が該当することに至った場合、会員契約が終了する規定の 追加 (同15ページ)

Ⅲ. その他

・ ルール改定に伴い『会員マニュアル』が変更されます。『会員マニュアル』は概要書面の一部になりますので、改定日以降、紹介活動の際には必ず最新の『会員マニュアル』を相手の方にお渡しするようお願いいたします。

(概要書面となる『会員マニュアル』及び『商品総合カタログ』を契約締結までに相手の方へ必ずお渡ししなければいけないことは特定商取引法により厳しく規定されております。)

各項目の詳細は改定された会員マニュアルをご覧ください。

ご不明な点につきましては会員課(0120-268-510)までご連絡ください。

以上